

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年3月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：ベナン 担当：人間開発部
案件名：アトランティック県アラダ・トッフオ・ゼ保健ゾーン病院整備計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年5月下旬～2015年3月下旬

2 参加要件

- (1) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (2) 海外における医療施設整備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

- (1) 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年4月9日から2014年4月11日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年4月9日から2014年4月14日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月25日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 5月中旬
- (5) 契約交渉 : 5月下旬

5 業務の目的

ベナン国では近年ミレニアム開発目標（MDGs）達成のために、当該セクターに対する開発の取り組みが実施されてきたが、妊産婦死亡率は397（出生10万件当たり）、5歳未満児死亡率は125（出生1千件当たり）、乳幼児死亡率は67（出生1千件当たり）であり（UNDP, 2010）、MDGs達成のためには、更なる改善が急務である。

同国は「国家保健開発計画（PNDS）（2009-2018）」を策定し、2025年までにすべての国民が質の高い医療サービスの提供を受けることを目指している。その優先課題として、妊産婦死亡率及び乳幼児死亡率の削減や、保健ゾーンごとの保健医療サービス実施体制の強化等、面的なサービスの拡充に取り組んでいる。また、PNDSを受けた具体的な行動計画の一つとして、「妊産婦・新生児死亡率削減国家戦略（2006-2015）」が策定された。右戦略は、2015年までに、妊産婦・新生児死亡削減に高いインパクトを有するすべての母子新生児サービスのカバレッジ（質の基準も含め）を90%にすること等が目標とされており、ユニバーサルアクセスを可能とするための保健システム強化が、戦略基軸の一つとして進められている。

今次要請の対象地域であるアトランティック県は、経済都市コトヌが位置するリトラル県に隣接しており、当国において最も人口の多い県である（約140万人）。5歳未満児死亡率は122（出生1千件当たり）であり、全国平均を多少上回っているものの、2002年から2013年の人口増加率は5%であり、今後更なる人口増加が見込まれるところ（ベナン国立統計機関, 2013）、保健医療サービスのニーズは一層拡大することが予想される。

当該県には3つの保健ゾーンが設けられており、各ゾーンには拠点病院の設置が定められているが、アラダ地区・トッフオ地区・ゼ地区の保健ゾーンのみ拠点病院を有していない。そのため、同地区住民は妊産婦の帝王切開や交通事故等の外科手術等、緊急を要する場合も含め、他ゾーンの病院や中心部の三次医療病院にアクセスせざるを得ない状況にある。また、受け入れる病院側にとっても、本来1～2次レベルで対応可能な診断・治療の患者も受け入れざるを得ないため、混雑が慢性化しており、ゾーン毎の適切な保健医療サービスの提供に支障を来している。

本件はこのような状況のなか、ベナン政府より我が国に無償資金協力事業による病院建設と機材調達の見込が出されたものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 要請内容

保健ゾーン拠点病院（約7500㎡）の建設とおよび医療機材等の調達

(2) 業務対象地域

ベナン国アトランティック県アラダ地区

(3) 業務内容

- ア 計画の背景、目的、内容の確認及び必要性、妥当性の検証
- イ 先方事業計画の確認、先方実施機関の実施能力、維持管理体制等の確認
- ウ 概略設計、施工計画/機材調達計画の策定、概略事業費積算
- エ 建設予定地の周辺状況（土地、気候、インフラ整備状況等）の確認
- オ 先方政府が策定する病院建設基準の確認
- カ 他ドナーの動向及び類似関連事業に係る調査
- キ その他特記調査事項

機材内容については、入札に対応できる仕様及び設計図書の作成が可能なレベルとする。

7 成果品等

- (1) 業務計画書 (2014年6月中旬)
- (2) インセプションレポート (2014年6月中旬)
- (3) 現地調査結果概要 (2014年7月中旬)
- (4) 準備調査報告書案 (2014年11月下旬)
- (5) 概要資料 (2014年12月上旬)
- (6) 概略事業費積算内訳書 (2015年1月下旬)
- (7) 準備調査報告書 (2015年3月中旬)
- (8) 機材仕様書案 (2015年3月中旬)
- (9) デジタル画像集 (2015年3月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/建築設計1(評価対象予定者)
- (2) 建築設計2
- (3) 設備計画/自然条件調査
- (4) 調達/積算/施工計画(評価対象予定者)
- (5) 機材計画1(評価対象予定者)
- (6) 機材計画2
- (7) 機材調達/積算
- (8) 保健計画

業務管理グループ制度を適用予定

本案件は、評価対象予定者全員について語学力必須とする可能性があります

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 通訳の配置を認める予定
- (3) 本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。